

LLM/RAG スタートアップサービス V2

LLM/RAG 業務活用サービス

約款

第1条 適用

本 LLM/RAG スタートアップサービス V2・LLM/RAG 業務活用サービス約款(以下「本約款」といいます。)は、本サービス(第 2 条に定義)の利用に関するプロメテック・ソフトウェア株式会社(以下「当社」といいます。)とお客様(第 2 条に定義)との間の権利義務関係を定めることを目的とし、お客様と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。

第2条 定義

本約款において使用される以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「インストールソフトウェア」とは、お客様が本サービスによりインストール及び初期設定を希望し、又はインストール及び初期設定をした、ローカル LLM モデル及びソフトウェア(ただし、当社が指定するものに限り。)を意味します。
- (2) 「お客様」とは、本サービスの利用につき、当社との間で利用契約(本条に定義)が成立した者を意味します。
- (3) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)を意味します。
- (4) 「本サービス」とは、当社が「LLM/RAG スタートアップサービス V2」および「LLM/RAG 業務活用サービス」の名称で提供する、インストールソフトウェアのインストール代行と初期設定代行をセットとした LLM/RAG スタートアップサービス V2 および LLM/RAG 業務活用サービスを意味します。ただし、利用契約において当該サービスの一部を当社からお客様に提供するものとされている場合、提供される当該部分を意味するものとします。また当社によって本サービスの名称又は内容が変更された場合には、変更後のものを意味するものとします。
- (5) 「利用契約」とは、第 3 条に定義される利用契約を意味します。

第3条 利用契約の成立

お客様は、本約款を遵守することに同意し、かつ当社所定の方法で本サービスの利用の申込みを行い、当社がこれを承諾することにより、当社とお客様の間に、お客様による本サービスの利用に係る、当該申込の際にお客様が当社に提供した情報の内容及び本約款の内容に従った契約(以下「利用契約」といいます。)が成立するものとします。

第4条 インストールソフトウェアに係るユーザ登録等

1. お客様は、本サービスの利用に際して、インストールソフトウェアのうち一部については、その利用にはユーザ登録が必要となる場合があることを了承し、その場合、各インストールソフトウェアの提供者が定めるユーザ登録に係る手続を自らの費用と責任で行うものとします。
2. お客様は、インストールソフトウェアの利用には、当該インストールソフトウェアの開発者又は提供者との間でライセンスに係る契約を締結する必要があることを了承し、当該契約の締結を自らの費用と責任で行うとともに、当該契約の内容を遵守するものとします。

第5条 対価の支払

1. お客様は、当社に対し、本サービスの利用の対価(以下「利用料」といいます。)として、お客様と当社が別途合意する対価を、お客様と当社が別途合意する支払条件に従って支払うものとします。
2. お客様は、前項の利用料及びこれに係る消費税相当額を、当社指定の銀行口座への振込送金の方法により支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払に要した費用についてはお客様の負担とします。
3. お客様が本条に基づく支払を怠った場合には、年 14.6%の割合による遅延損害金(1 年を 365 日とする日割計算)を当社に支払うものとします。
4. 利用契約が解除その他の事由により終了した場合でも、その事由又は終了の時期の如何を問わず、当社は受領済みの利用料をお客様に返還せず、お客様は既に支払義務の発生した利用料の支払を免れないものとします。

第6条 Q&Aチケット

1. お客様は、本サービスにおいて「Q&A チケット」を利用する場合、当社が別途指定する方法により、Q&A チケットを購入するものとします。
2. お客様が「Q&A チケット」において問い合わせを行う場合、1 つの事象に関する問い合わせにつき、Q&A チケットが 1 枚消費されるものとします。ただし、異なる内容の質問である等、1 つの事象に関する問い合わせではないと当社が判断した場合には、追加でチケットを消費するものとします。
3. お客様が「Q&A チケット」にて問い合わせをすることができるのは、本サービスで構築した LLM 等 (Ollama/OpenWebUI 等)のユーザマニュアルに記載されている利用方法その他当社が指定した事項に限るものとし、インストールソフトウェアの動作不良やユーザマニュアルに記載されていない使用方法などについては範囲外とします。このような本サービスで提供する範囲外の事項については、問い合わせを行うことができないものとします。なお、「Q&A チケット」で問い合わせをした内容が、本サービスで提供する範囲外の事項である場合、当社はお客様にその旨を通知し、この場合 Q&A チケットは消費されません。

第7条 本サービス利用上の遵守事項

1. お客様は、本サービスを、ハイセイフティ環境(原子力施設、航空機の航行又は通信システム、直接的に生命や人身に関わる医療機器その他これらに準ずる環境)において使用してはなりません。
2. 当社が本サービスによりインストール又は初期設定を行ったインストールソフトウェアのバックアップ及びリカバリ作業並びにインストールソフトウェアを初期設定に戻すためのバックアップ及びリカバリ作業は、お客様が自己の費用と責任で行うものとします。

第8条 権利帰属

1. 本サービス及びインストールソフトウェア(以下総称して「本サービス等」といいます。)に関する知的財産権その他の権利は、全て当社、当社にライセンスを許諾している者又は当該ソフトウェア等の開発提供元(以下本条において総称して「ライセンサー」といいます。)に帰属するものとします。
2. 利用契約に基づく当社のお客様に対する本サービスの提供は、利用契約において明示的に認められている場合を除き、本サービス等についての知的財産権の移転又は使用許諾を意味するものではありません。
3. お客様は、本サービス等につき、複製、改変若しくは再使用許諾、リバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイル、その他ライセンサーの知的財産権を侵害するおそれのある行為をしないものと

します。

4. お客様は、本サービスによりインストールされたインストールソフトウェアを、ライセンサーの許可なく他のワークステーションやデバイスに複製、配布若しくは再インストールし、又は再利用してはなりません。

第9条 保 証

1. 利用契約に別段の定めがある場合を除き、本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当社は本サービスについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証しないものとします。
2. 当社はインストールソフトウェアについて、インストール及び初期設定を行った上でインストールソフトウェアを動作させるまでの検証を行い提供しますが、その後、インストールソフトウェアが正常に動作することについて保証するものではありません。
3. 当社は、インストールソフトウェアに重大なバグが存在する可能性があるとして当社が知り得た場合には、これをお客様に告知する場合がありますが、その場合、お客様は、必要に応じて自らの責任でインストールソフトウェアのアップデートを実施するものとし、当該アップデートをしなかったことに起因するお客様に生じた損害、損失等について責任を負わないものとします。
4. 当社が行うインストールソフトウェアのインストール及び初期設定は、一般的な使用方法を想定して行うものであり、一般的な使用方法以外の使用方法によりインストールソフトウェアの機能が正常に動作を保証するものではありません。
5. お客様がインストールソフトウェアに係る特定の機能について不具合等を発見した場合、当該不具合等の解決はお客様の費用と責任において行うものとし、当該不具合等に起因するお客様に生じた損害、損失等について責任を負わないものとします。
6. 当社が提供するインストール及び初期設定は、お客様の代行として行うものであり、当社によるインストール及び初期設定並びにこれらの作業に関連する事項の結果について一切の責任を負いません。
7. 当社は、本サービス等の契約不適合に関する法律上の一切の責任(履行追完責任、債務不履行責任及び不法行為責任を含みます。)について、利用契約に明示されたもの以外に責任を負わないものとします。
8. お客様がハードウェアおよびソフトウェアの構成を変更した場合、または当社が提供する方法以外でアップデートを実施した場合、当社はインストールソフトウェアの動作を保証せず、これに起因する不具合、損害、損失等について一切の責任を負わないものとします。

第10条 損害賠償

利用契約の当事者は、利用契約に関して相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、また損害賠償の事由が発生した時点から遡って過去1ヶ月間にお客様から現実受領した利用料の総額を上限とします。

第11条 存続規定

第5条(ただし、未払がある場合に限り。)、第8条、第9条、第10条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第12条 準拠法及び合意管轄

利用契約の準拠法は日本法とし、利用契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条 協 議

利用契約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとします。

【2025年3月11日改訂】